［削る。］

２　「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が２以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
３　「事務所の所在地」欄には、事業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。
４　識別符号付与業務の委託を受ける者が法人の場合の「役員等」欄には、役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業者を記載すること。
５　「送信元識別符号」欄には、電気通信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号を記載すること。
６　広告又は宣伝をする場合に使用する呼称の追加又は廃止のみがあった場合及び役員等の就任又は退任のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。
７　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

その４

（児童でないことの確認の方法等に変更があった場合）

旧	児童でないことの確認方法				
	識別符号付与業務を他の者に委託している場合	氏名又は名称			
		住所			
		委託を受ける者が法人の場合	代表者	氏名	
				住所	
			役員等	氏名	
				住所	
		業務の実施の方法			
	送信元識別符号				
新	児童でないことの確認方法				
	識別符号付与業務を他の者に委託している場合	氏名又は名称			
		住所			
		委託を受ける者が法人の場合	代表者	氏名	
				住所	
			役員等	氏名	
				住所	
		業務の実施の方法			
	送信元識別符号				

記載要領
１　※印欄には、記載しないこと。

９　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
２　「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が２以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
３　「事務所の所在地」欄には、事業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。
４　識別符号付与業務の委託を受ける者が法人の場合の「役員等」欄には、役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の従業者を記載すること。
５　「送信元識別符号」欄には、電気通信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号を記載すること。
６　広告又は宣伝をする場合に使用する呼称の追加又は廃止のみがあった場合及び役員等の就任又は退任のみがあった場合には、それぞれ上記の「新」欄又は「旧」欄の一方に記載すること。
７　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
８　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

その４

（児童でないことの確認の方法等に変更があった場合）

旧	児童でないことの確認方法				
	識別符号付与業務を他の者に委託している場合	氏名又は名称			
		住所			
		委託を受ける者が法人の場合	代表者	氏名	
				住所	
			役員等	氏名	
				住所	
		業務の実施の方法			
	送信元識別符号				
新	児童でないことの確認方法				
	識別符号付与業務を他の者に委託している場合	氏名又は名称			
		住所			
		委託を受ける者が法人の場合	代表者	氏名	
				住所	
			役員等	氏名	
				住所	
		業務の実施の方法			
	送信元識別符号				

記載要領
１　※印欄には、記載しないこと。